

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成25年10月17日(2013.10.17)

【公開番号】特開2011-58496(P2011-58496A)

【公開日】平成23年3月24日(2011.3.24)

【年通号数】公開・登録公報2011-012

【出願番号】特願2010-200410(P2010-200410)

【国際特許分類】

F 02 C 7/20 (2006.01)

F 23 R 3/42 (2006.01)

F 23 R 3/60 (2006.01)

【F I】

F 02 C 7/20 B

F 23 R 3/42 D

F 23 R 3/60

【手続補正書】

【提出日】平成25年9月2日(2013.9.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タービンエンジンの燃焼器(10)に対してトランジションセグメント(16)を固定するための支持体(24)であって、

インタロック継手(56)によって互いに離脱可能に取付けられた一対のアーム(26、28)を含み、

前記一対のアーム(26、28)が、前記インタロック継手(56)を形成した細長いセクション(54)を備え、

前記インタロック継手(56)が、互いに対する前記アーム(26、28)の軸方向移動を固定すると同時に前記タービンエンジンの半径方向(R)及び円周方向(C)に沿って該アーム(26、28)が移動できるようになっており、

前記アーム(26、28)が、前記トランジションセグメント(16)に連結された一対のフィンガで終端し、かつ前記タービンエンジンの軸方向(A)に沿って該トランジションセグメント(16)が移動できるように構成される、支持体(24)。

【請求項2】

前記インタロック継手(56)がタング(62)及びグループ(64)継手を含む、請求項1に記載の支持体(24)。

【請求項3】

前記インタロック継手(56)が、前記細長いセクション(54)によって形成された1以上のスロットを含む、請求項1に記載の支持体(24)。

【請求項4】

前記インタロック継手(56)が鋸歯継手を含む、請求項1に記載の支持体(24)。

【請求項5】

それに対して該支持体(24)が取付けられた支持リング(58)をさらに含む、請求項1に記載の支持体(24)。

【請求項 6】

前記支持リング（58）が少なくとも1つの切れ目によって分割される、請求項5に記載の支持体（24）。

【請求項 7】

前記細長いセクション（54）のインタロック継手（56）が、前記支持リング（58）の少なくとも1つの切れ目に隣接して配置される、請求項6に記載の支持体（24）。

【請求項 8】

前記アーム（26、28）の各々が、前記軸方向（A）に沿って配向された少なくとも1つのフィンガ（30、32）で終端する、請求項1に記載の支持体（24）。

【請求項 9】

前記アーム（26、28）の各々が、該支持体（24）に対して前記軸方向（A）に沿って前記トランジションセグメント（16）が移動できるように構成されている、請求項8に記載の支持体（24）。